

大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進協議会（第3回）

議事概要

平成30年1月15日（月）15:30～17:30

上川町役場 大会議室

1. 開会
2. あいさつ 環境省北海道地方環境事務所 高橋統括自然保護企画官
3. 議事

会長が欠席のため、高橋会長代理により議事を進行。

(1) 大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進協議会設置要領の改正について

資料1：大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進協議会設置要項（改正案）

(事務局)

- 案のとおり設置要領を改正したい。平成29年度から愛山溪倶楽部の管理運営者が、愛山溪ドライブインから株式会社りんゆう観光に変更となったことにともない、要領別表の構成員を変更するもの。
- 愛山溪ドライブインの渡辺社長には平成30年1月9日に事務局から説明して、承諾をいただいている。渡辺社長からは愛山溪温泉地区は魅力ある資源が多い場所であり、引き続き活用されることを期待している旨のコメントをいただいた。
- 問題ないようであれば本日付けをもって、案の通り改正させていただきたい。

(一同)

- 了承。

(2) これまでの経緯と今後の予定について

資料2：松仙園地区に関する今後のスケジュール

参考資料2：大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進計画

参考資料3：登り一方通行ルールに関する補足説明資料

参考資料4：松仙園地区適正利用推進協議会ホームページ

(事務局)

- 資料2に基づき、これまでの経緯及び今後のスケジュールについて説明。
- ※質疑応答なし。

(3) 松仙園線道路（歩道）の現地調査の結果について

資料3：松仙園線地区現地調査結果

(北海道大学大学院愛甲准教授)

- 平成29年8月4日に実施した佐藤先生、富士田先生等による調査の際、新たな迂回ルートを設定すること以外に提案や指摘はあったか。また、新たな迂回ルート上で自然への影響について配慮すべき等の指摘はあったか。

(事務局)

○新たな迂回ルートを設定すること以外の提案・指摘は特に受けていない。また、新たな迂回ルート上についても特別重要な植物等の指摘はなかった。新たな迂回ルート上を外れずに利用されれば心配はないと考えている。

(旭川山岳会)

○平成 29 年 9 月 15 日の現地調査に参加したが、新しい迂回ルートに関してはいい計画だと思う。ただ、登りが続くため、休憩場所が何箇所か必要かと思う。登山口から松仙園に登り切った場所に、例えば、半月湖のほりにあるような、休憩できるテラスを設置することが考えられる。

(事務局)

○登山口から上がり切った二ノ沼の場所に、写真を撮ることも含めて休憩できるデッキを設ける計画をしている。四ノ沼の南の岩稜帯についても、ロープの張り方を工夫すれば、岩場に座る形で休憩ができると思う。

○基本的には整備は必要最小限に抑えて、利用のさせ方を工夫することで対応したいと考えている。整備の内容については次の議題で詳しく取り上げたい。

(株式会社りんゆう観光)

○参加者の感想で、八島ケルンの慰霊碑を確認できたとあるが、ルート上からは慰霊碑を確認できるのか。

(事務局)

○慰霊碑はルート上には無く、場所を知っていればルート上からわずかに確認できる程度。

(株式会社りんゆう観光)

○慰霊碑について周知すると、ルート外に立ち入って慰霊碑を見に行ってしまう人が現れ、植生の踏み荒らしが起きる可能性があるのではないかと。

(事務局)

○慰霊碑の場所までは急斜面であり安全上の観点から道を通す予定はない。積極的に周知しない。

(大雪と石狩の自然を守る会)

○現地調査を実施した際に、新しい迂回ルートの四ノ沼南側の岩稜帯にはナキウサギの糞がみられたことから、付近にナキウサギが生息している可能性は高いと思う。野生動物の調査は実施したのか。何らかの配慮が必要なのではないかと。

(会長代理)

○具体的にどのようなことが懸念されるか。

(大雪と石狩の自然を守る会)

○経験上ナキウサギは岩場を巣穴とするため、周辺環境が荒らさないようにする必要がある。

(事務局)

○四ノ沼南側の岩稜帯については、登山者が歩行する他休憩場所として利用することを想定しているため、ロープを張り登山者が利用する場所を明確にして、登山者が岩稜帯全域にわたって利用しないような工夫が必要と感じた。ロープを張る際には、現地をよく確認、調査しながら、ルート取りを工夫したい。

(4) 松仙園地区適正利用推進計画に基づく取り組み（モニタリング）について

資料 4：松仙園地区適正利用推進計画に基づく積雪状況モニタリング

(株式会社りんゆう観光)

○調査地⑤について 7/13 の「積雪量 30 c m」は「積雪なし」の誤りか。

(事務局)

○御指摘の通り。

(5) 松仙園線道路（歩道）の整備内容について

資料 5：松仙園線道路（歩道）の整備内容について

(北海道大学大学院愛甲准教授)

○二ノ沼に設置予定のデッキはどのような仕様か。

(事務局)

○木道の 2 倍の幅で木道の 3 つ分の長さ、具体的には幅 1.0m で長さは 5.4m に及ぶデッキのスペースを考えている。座って休憩する他、三脚を立てて写真を撮ることもできる。

(北海道大学大学院愛甲准教授)

○四ノ沼の岩稜帯の休憩スペースはどのような感じか。構造物を設置するのか。

(事務局)

○構造物は特に考えていない。ロープで囲うなどして休憩できる場所をうまく確保する想定である。ナキウサギが生息している可能性があるため配慮しつつ、休憩場所を確保できるようにしたい。

(北海道大学大学院愛甲准教授)

○案内板は、愛山溪温泉と松仙園登山口にそれぞれ 2 箇所同じ内容で設置するということか。

(事務局)

○案内板は同じ内容のものとし、現在地の表示だけそれぞれの場所に記載したいと考えている。

(北海道大学大学院愛甲准教授)

○案内板に登山できる期間は記載しないのか。特に入口の案内板に登山できる期間の記載がないとわかりづらい。登山できる期間・登山できない期間を大きく表示した方が利用者にとってわかりやすいと思う。

(事務局)

○案内板には、登山できる期間も記載したい。

(北海道大学大学院愛甲准教授)

○案内板の英語表記はこれで確定か。

(事務局)

○ネイティブによる確認をこれから行うところ。

(北海道大学大学院愛甲准教授)

○案内図の真ん中に書いてある「湿原の以外の区間は、登山者自らのリスク管理が必要とされ、～」部分の「湿原以外の区間」という文言は不要であり、「登山者自らのリスク管理が必要とされ、～」の部分だけでよいのではないか。というのは、そもそも湿原に行くた

めのルートなので湿原以外と記載すると混乱するのではないか。利用者は松仙園全体がそもそも湿原と感ずるので、湿原に行くためのルートであるのに湿原以外と書かれると何を指しているのかわからなくなると思う。

(事務局)

○「湿原以外の区間は、」という文言は削除したい。

(上川総合振興局南部森林室)

○工事発注の前に土地の貸し付け、保安林関係の手続きをお願いしたい。その際、作業内容を細かく教えていただけると助かる。現地での確認も必要となると考えられる。

○事前に相談させていただければ、予定した日程通りに進めることができるかと思う。工事時期がずれないように進めていきたい。

(事務局)

○現在申請用の案を作成している。案ができ次第相談させていただきたい。

(旭川山岳会)

○八島分岐側から出口ゲートを見たとき、表示板には一方通行であることを表示しているが、入口ゲートには一方通行であることを表記した表示板等を設置しないのか。

(事務局)

○入口ゲートは登山できる期間内はロープを開け、登山できない期間はロープを張る予定。

(旭川山岳会)

○入口ゲートでは案内板に登山できる期間が記載されていても読まない可能性が高いため、登山できる期間がわかりやすいように、出口ゲートと同じように表示板を作り登山できる期間を記載したほうがいいのでは。

○出口ゲートは、利用者が通行後にロープを戻すかどうか心配。

○表示板の素材は何か。地面に放置されるようなことがあれば踏まれたり、汚れたりするため、破損や老朽化の原因になる。

(事務局)

○表示板の素材はアルミ複合板を考えており、耐久性は問題ないと考えている。

(旭川山岳会)

○出口ゲートの柱は既存の誘導標識等と同様に、クマに齧られる可能性がある。

○出口ゲートの表示板以外にも一方通行をわかりやすく表示すべきではないか。

(会長代理)

○出口ゲートのロープや表示板について他の方の意見もお聞きしたい。

(北海道大学大学院愛甲准教授)

○出口ゲートについては、松仙園側から来た登山者が「出口に着いた」と感じられるように、松仙園側にも「出口ゲート」と記載した方がよいのではないか。ロープに侵入禁止等と書いた看板を下げるとのことであるが、人の目線よりもかなり低い位置になるので柱を使うなどの工夫はできないか。

(事務局)

○誘導標識に元々“進入禁止（一方通行）”と書いており、現在はシールで“(一方通行)”の部分の表記を隠してあるため、供用開始後シールをはがして利用する予定。

(北海道大学大学院愛甲准教授)

- 出口ゲートは、利用者が通行後にロープを戻すかどうか心配。また悪天候等何かの拍子にロープが外れたりしないか。地面に表示板が落ちていると表示が見えない。
- 出口ゲートのロープ柵の外側（松仙園側）に人が誤って入り込むことで歩いた跡ができ、上り一方通行が守られないのではないかという懸念がある。

(株式会社りんゆう観光)

- 案内板のタイトルが「松仙園登山口案内図」となっているが、これを愛山溪温泉に設置すると愛山溪温泉を起点とするすべてのコースに、一方通行や利用期間の限定等のルールが適用されると誤解を招き、混乱してしまうのではないか。

(事務局)

- 案内板の設置場所や、記載を工夫することで誤解が生じないようにしたい。タイトルについても登山口の案内図ではなく、今回対象としているコースの案内図であることを明記することも考えられる。
- 案内板に記載された文言について、その他意見があれば頂きたい。

(株式会社りんゆう観光)

- 「外来種の種子等をもち込まない」という記載について、愛山溪温泉であれば洗い場を使用することができるが、入口ゲートのある松仙園登山口付近には洗い場はないのでどう対応することになるだろうか。

(事務局)

- 愛山溪温泉の洗い場は、松仙園の登山者が入山前に靴を洗い植生を守るうえでも是非活用させていただきたい。入口ゲートのある松仙園登山口にも、ブラシを下げしておくなどできることを考えたい。

(会長代理)

- 案内板の文言や整備の内容については他にも意見があれば事務局まで直接連絡していただきたい。

(6) 松仙園線道路（歩道）の管理体制について

資料 6：松仙園線道路（歩道）に必要な維持管理項目

(事務局)

- 事務局から資料 6 に基づき松仙園線道路（歩道）に必要な維持管理項目を説明した上で、各機関・団体で実施できる項目について、協力を求めた。

(上川町産業経済課)

- 地元自治体としてどういったことがご協力できるのか町で検討させていただいた。町としても松仙園を整備して活用することは愛山溪の活性化を進めるうえで重要と考えている。持続的に利活用を図っていく上では、維持管理が重要である、できる限りのフォローは考えている。特に項目の中では、巡視、利用者指導、ササがり、愛山溪温泉から松仙園登山口までの林道の草刈り、大雨等緊急時の初期対応について支援できると考えている。これらのことは愛山溪クラブ管理されているりんゆう観光さんとも協力してお手伝いできるかと思う。そのあたりについて環境省と一緒に進めさせていただきたいと考えている。

(事務局)

- 上川町からの表明感謝。表明頂いた項目についてはぜひ実施をお願いしたい。

(北海道大学大学院愛甲准教授)

- これからもこの協議会を続けていくのか。
- モニタリング、維持管理等はこれからどのような位置づけで進めていくのか。

(事務局)

- 協議会の継続に関しては、今後、利用調整地区となるかがポイントのひとつになるかと思う。自主ルールが守られ松仙園の自然への影響が小さいということであれば、引き続き自主ルールを運用して対応したい。逆に、登山者がたくさん来て自然環境への影響が生じて現在の自主ルールでは松仙園の自然環境を保てない場合には、この協議会で議論した上で利用調整地区を指定する方向で対応することになると考える。
- いずれにしろ、環境省直轄で自然性の高い箇所では歩道を整備するので、その利用の質も高めながら皆さんの協力を得て維持管理をしていきたいため、本協議会を継続し、供用開始後の利用の動向や自然環境への影響、モニタリングの結果等を本協議会で報告し、確認していきたい。ただ、協議会の開催は頻繁にはならないと想定される。

(北海道大学大学院愛甲准教授)

- 松仙園地区を供用開始するにあたっての情報提供はどのように考えているのか。

(事務局)

- どこの媒体でどのように発信していくかは、これから具体的に検討したい。

(北海道大学大学院愛甲准教授)

- 先ほどの案内板の内容と関係あると思うが、適正利用推進計画は協議会メンバーが作ったような文章であり、内部的にはこれでわかるが、利用者向けの文章ではない。利用者向けの説明をつくって案内板へ記載し、それがそのままちらしに掲載されるという形がよいのではないかと。まずは利用者向けのチラシをつくってみてはどうか。案内板がひな型になるかもしれないが。
- 大雨等での緊急対応については、大雪山の他の地域と異なる特別な対応をするというわけではないと思う。
- 雪解けが極端におくれる、雪が降るのが早まる等、積雪の状況によって登山できる期間がずれる場合の対応を考えておくべきではないか。大幅にずれるとは考えにくい。案内板等登山者の目に留まる情報は、登山できる期間がずれる可能性があることを周知したほうが良いのではないかと。

(事務局)

- 利用可能期間を7月14日から9月30日までとしているのは、毎年気象に変動があっても対応しうる余裕を持った期間設定と考えているが、実際にはどうなるかわからないため、ホームページやチラシには延期等、登山できる期間がずれる可能性があることを考慮した表記を検討したい。

(旭川山岳会)

- 台風の時などに調査や閉鎖等の対策をとれるような体制をつくるべき。登山道を遮断する樹木を切るとなると、環境省以外の機関に管理を頼む必要があるのか。

(事務局)

- 登山道に関しては管理者である環境省が対応することが基本となる。土地所有者は北海道上川南部森林室であるので、大きな問題が生じた場合に相談することになると思う。緊急

時については上川町にも御協力いただきながら対応することになると思う。

(大雪と石狩の自然を守る会)

- 倒木の話は松仙園だけではなく大雪全体でもいえることなので、大雪山の他の地区と同じ対応をするということだと思う。この協議会で標識・看板等、色々な意見を出してもらったのだから是非整備の際には反映させていくべきである。やってみないとわからないところもあると思うので、まずは松仙園地区の整備や利用の準備を着実に進めてほしい。

(事務局)

- この協議会を継続して開催し、自然への影響、ルールへの遵守、維持管理等について引き続き議論させていただきたい。
- 維持管理については、上川町と今後よく相談をしていきたい。できれば、大雪山国立公園の他の施設や他の国立公園の登山道のように、協定を結び役割分担を明確にするなどして進めていきたい。

(閉会)

松仙園線道路（歩道）に必要な維持管理項目

- 利用者への情報提供（HP 掲載等）
- ゲートの開錠（7月 14 日）、ゲートの施錠（9月 30 日）
- ロープ張り、ロープ下し
（7月 1 回、9月末 1 回。雪田植生及び四ノ沼南）

- 巡視（異常箇所の確認、軽微な補修等の対応を含む）
及び利用者指導
- ササ刈り
- 松仙園線道路（歩道）以外の区間（愛山溪温泉～歩道入口）までの林道の草刈り

- 大雨その他の天災、事故時の緊急対応（初期対応、本格対応）

- 利用による影響モニタリング写真撮影
（7月 1 回、8月及び9月各 2 回の合計 5 回程度）
- 積雪モニタリング写真撮影
（6月～7月及び9月末～10月初旬、各 3 回程度）

- 木道、誘導標識等施設の補修
（巡視と併せて行う軽微なもの以外）

- その他（補修資材の荷上げ、北海道大学が実施する植生復元作業の手伝い）

大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進計画

平成 29 年 2 月

北海道地方環境事務所

大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進計画

目次

1. 背景	1
(1) 当該地区の保護及び利用の現状	1
(2) 当該地区の保護及び適正な利用を図るための問題点及び課題	2
2. 適正利用を図るための基本方針	3
(1) 適正利用推進計画により達成すべき目標	3
(2) 利用のあり方に関する基本方針	3
(3) 自然環境の保護及び管理に関する基本方針	3
(4) 利用施設の整備及び管理に関する基本方針	3
3. 利用ルールに関する事項	3
(1) 対象の区域	3
(2) 対象の期間	4
(3) 利用のルート	4
(4) 利用者の指導	4
4. モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項	4
(1) 指標の設定	4
(2) モニタリングの方法	5
(3) モニタリングデータの評価	6
(4) 報告及び公表の方法	6
5. 自然ふれあいプログラムの提供などに関する事項	6
(1) 自然観光資源の活用	6
(2) 社会教育・学校教育との連携	6
6. 自然環境の再生、復元などに関する事項	6
7. 利用施設の整備及び管理に関する事項	6
8. その他	7

1. 背景

(1) 当該地区の保護及び利用の現状

①当該地区の範囲

本計画の対象とする地区（以下「松仙園地区」）という。）は、愛山溪温泉から松仙園を経て沼ノ平に至る登山道（以下「松仙園線登山道」という。）とこれらと一体の周辺の森林、湿原、池塘などからなる次の地域とします。

北海道上川郡上川町及び上川郡東川町内

道有林 28 林班 01 林小班の一部

道有林 29 林班 01 林小班の一部 02,03,04,05,51,52,53,54,55 林小班

道有林 118 林班 02,03,96 林小班

歩道の管理の対象とするのは松仙園線道路（歩道）事業の事業執行区域内（別添）とします。それ以外の区域は、モニタリング等の対象区域となります。

②自然環境の特性、利用の現状、自然環境保全に関する関係法令の指定状況など

〈自然環境の現状〉

松仙園地区は、大雪山の山腹溶岩台地上に位置し、数多くの池塘が点在する湿原域ではアカエゾマツの矮性木やツルコケモモ、ヒメシャクナゲ、ヒツジグサといった湿原・湿性植物群落が見られ、沼ノ平からの斜面にはアオノツガザクラ、チングルマといった雪田植物群落とタカネナナカマドの低木林を見ることができます。特に、湿原域のうち四ノ沼については、自然度が非常に高く、アカエゾマツ風衝林に囲まれたケルミ・シュレンケ複合体が発達した希に見る湿原景観が発達しています。

また、ヒグマ、エゾシカなど大型獣の生息地であり、夏季を中心に沢沿いや雪田などが餌場として利用され、これと隣接・交差する登山道では足跡・糞などの痕跡を多く確認することができます。

〈利用の現状〉

無雪期の夏山利用においては、愛山溪温泉から松仙園を経て、沼ノ平に至る登山道のコース設定がされており、人工構造物のほとんどない原始性の高い雰囲気の中、池塘が点在する湿原から大雪山系の主峰旭岳ほかの山々を望むことができるコースであり、また秋は湿原周辺に広がる紅葉の名所だったこともあり、かつては一定の登山利用がされていました。

しかしながら、近年は登山道の管理が不十分になり、ササなどの繁茂により道が不明確となる部分が生じているため、関係機関で協議の上、平成 18 年 9 月から通行止めとなっています。

積雪・残雪期の冬山、春山利用においては、愛山溪温泉のヒュッテを拠点として古くから山スキーの場として利用されています。現在も春スキーの利用者は多く、愛山溪からの日帰りや、旭岳ロープウェイを利用しての姿見の池から沼ノ平を経て愛山溪

に降りる縦走利用が行われています。

〈自然環境保全に関する関係法令〉

松仙園地区は、国立公園特別保護地区、特別地域（自然公園法：平成 7 年特別保護区拡張）、国指定鳥獣保護区（鳥獣保護管理法：平成 4 年当初指定）、一部が国の特別天然記念物（昭和 52 年指定）に指定されており、動植物の捕獲・殺傷、採取・損傷が制限されています。

平成 19 年 6 月策定の大雪山国立公園管理計画では、事業の取扱方針として、「愛山渓温泉歩道分岐点から沼ノ平歩道分岐点への湿原探勝歩道及び登山道として整備する。整備に当たっては、沿線の自然改変を極力避け、湿原部分は木道の整備を適正に行い湿原植物の保護を図る」と示されています。

松仙園地区の土地は北海道有林であり、本地区のほとんどは更新困難地として区分されています。また、水源かん養保安林、保健保安林に指定されています。

（2）当該地区の保護及び適正な利用を図るための問題点及び課題

松仙園線登山道は、平成 18 年 9 月から通行止めとなっており、平成 27 年 6 月に改定された大雪山国立公園登山道管理水準においては、一般供用に適さない区間として登山道管理水準の設定を行わない「非適用区間」として整理しています。

一方で、大雪山系の山々を間近に見ながら湿原を散策できるルートとして登山愛好家からの登山道再開の要望は強く、山岳関係者による会合においてたびたび再開要望の意見が出されています。

松仙園地区は春スキーの適地であり、5 月～6 月上旬にかけ春スキー利用が見られます。残雪は 7 月まであり、融雪期においては多量の雪解け水が登山道を下ったり、ぬかるみを作ったりします。その時期の登山利用を推進した場合は、踏圧の影響により、登山道の浸食が進む上、ぬかるみを避けた利用により植生の踏み荒らしが広がることとなります。

松仙園線登山道の三ノ沼周辺、四ノ沼周辺の湿原域においては、湿原植物群落の保護を図るための施設がなく、踏圧による植生の損失や二次植生への変化、湿原の乾燥化などが見られます。また、森林内やササ地においても、高低差がある登山道区間において導流工、土留めなどの登山道を保全するための施設が十分に整備されておらず、流水による浸食を受けている箇所が見られます。

これらのことから、登山道再開のためには、ササ刈りなどの登山道管理に加え一定の施設整備が必要です。一方で、登山道を再開し、不特定多数の利用者による自由な利用を許容するためには、それに対応した規模の施設整備が必要となり、高い整備費用がかかる上に、松仙園地区の魅力である原始性の高い雰囲気での登山という利用の質を低下させることが懸念されます。

このため、松仙園地区の登山道を再開するに当たっては、一定の利用ルールを定め

ることにより、自然環境を保護しつつ適正な利用を進めることが必要と考えられます。

2. 適正利用を図るための基本方針

(1) 適正利用推進計画により達成すべき目標

松仙園地区は原始性の高い雰囲気のある湿原であることから、このような地域での登山の機会を確保し、より質の高い自然体験を享受する場として持続的な利用を図ることを目標とします。

(2) 利用のあり方に関する基本方針

原始性の高い雰囲気での登山体験を享受する場として持続的な利用を図るため、利用ルールを設定します。また、ヒグマ生息地でもあることから、ヒグマとの軋轢を回避のため、クマ鈴の携行なども利用ルールの中に盛り込みます。

松仙園線登山道の利用者は、歩道の入り口に掲出された利用ルール、注意事項について理解し、利用ルールを遵守し、利用者個人の自己責任の元で行動します。

(3) 自然環境の保護及び管理に関する基本方針

自然環境の保護を進めるため、利用ルールの設定による効果を計り、自然環境の保護と管理を順応的に進めます。

定期的なモニタリングを実施し、利用による歩道周辺の自然環境への影響や、利用ルールの設定による植生の回復などの効果の程度を確認しながら、利用ルールの内容を見直すこととします。

(4) 利用施設の整備及び管理に関する基本方針

利用施設の整備及び管理に際しては、沿線の自然改変を極力避けるとともに原始性の高い雰囲気を維持することに留意します。

歩道の施設整備については、湿原植生の保護対策を目的とした整備を中心にを行います。利用ルールが遵守されることを前提として、湿原等への負荷を抑えるために施設の規模は最小限に抑えます。

歩道の管理については、大雪山国立公園登山道管理水準においては、現在、松仙園線登山道は非適用区間となっていますが、大雪山グレード4相当の管理水準で、大雪山国立公園登山道整備技術指針に基づき行うこととします。

3. 利用ルールに関する事項

(1) 対象の区域

歩道の管理の対象とするのは松仙園線道路（歩道）事業の事業執行区域内（別添）とします。

(2) 対象の期間

本計画では、毎年6月10日から10月31日までを対象とします。この計画期間のうち、季節毎の登山道の状況に応じ「融雪期」(6月10日から7月13日まで)、「無雪期」(7月14日から9月30日まで)、「降雪期」(10月1日から10月31日まで)の3つに区分します。

「融雪期」及び「降雪期」の期間においては、湿原や登山道への影響の程度が大きいため、自然環境の保護のため供用しません。

これらの期間の見直しや湿原や登山道への影響の程度の状況を踏まえて、見直しを検討することとします。

なお、計画対象期間以外の期間は、積雪により歩道が雪の下に埋まっているため、歩道の管理は行いません。

(3) 利用のルート

利用ルートは原則として、松仙園登山口から松仙園、四ノ沼、八島分岐への一方通行とします。必要最小限の施設整備により植生を保護するため(7. ②参照)一方通行とし、原始性の高い溶岩台地上の高層湿原の後背に火山(旭岳)を望むといった松仙園地区の特徴的な景観を採勝することが可能なように、上り一方通行とするものです。

(4) 利用者の指導

松仙園地区に、外部から動植物を持ち込むことがないよう、衣服、靴などに付着した種子及び土壌の除去に努めるよう指導します。

ヒグマとの突発的な遭遇を避けるため、クマ鈴又は笛を携行するよう指導する。ただし、常に一緒に行動する者が携行している場合は、この限りではありません。

湿原等の植生を踏み荒らすことのないよう、歩道以外の区域に立ち入らないよう指導する。ただし、緊急回避等やむを得ない理由がある場合にはこの限りではありません。

4. モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項

(1) 指標の設定

① 自然環境の状態

松仙園地区では、三ノ沼、四ノ沼の湿原域において過去の登山利用による踏圧を受け、一部無植生の箇所が見られ、ミタケスゲなどの代償植生に置き換わっている範囲

が見られます。また、松仙園入口から松仙園までの区間に流水による登山道の浸食が顕著な箇所が確認されています。

モニタリングに当たっては、登山利用などの影響による自然環境の状態の変化を評価するため、歩道周辺の植生の変化、登山道浸食量の変化を自然環境の状態の指標として設定します。

また、歩道の整備や利用ルールの設定による植生の回復などの効果を検討するため、過去の利用により荒廃し、今回の歩道ルートとしない箇所を対象として、植生の変化を自然環境の状態の指標として設定します。

なお、利用ルールの設定が、融雪期、積雪期における影響を回避するために行われるものであることから、消雪状況の変化、初降雪日の変化も併せて調査して評価の材料とします。

② 利用のあり方

松仙園線登山道は、平成18年9月から閉鎖され、長期間にわたり登山利用がなされていません。山岳関係者からの再開要望は多いものの、利用を再開した場合の利用者数がどの程度になるかは、不明確です。このため、モニタリングに当たっては、供用期間の利用者数、隣接する登山道の利用者数を利用のあり方の指標として設定します。

(2) モニタリングの方法

① 利用による歩道周辺の自然環境への影響把握のための植生モニタリング

松仙園線登山道の主な湿原（二ノ沼周辺、四ノ沼、雪田植生）において、植生タイプごとに、歩道両脇の一定区間に、植生モニタリング範囲を設定し、当面の間、1年に1度のペースで、出現種、植生被度、群落組成、断面図の作成等の調査を行います。

② 歩道の整備及び利用ルールの設定による植生の回復効果把握のための植生モニタリング

松仙園線登山道の主な湿原（二ノ沼、四ノ沼、雪田植生）において、過去の利用により植生が喪失した箇所で、歩道を整備するルートから外れる箇所を中心として、固定のコドラートを設置し、出現種、植生被度、群落組成等を記録します。

③ 利用動向モニタリング

登山者カウンターの設置や愛山溪登山口の入山記録簿により隣接する登山道の利用者数を把握します。

④ 積雪モニタリング

本計画対象期間の区分（融雪期、無雪期、降雪期）と毎年の積雪との関係を確認するため、消雪の状況、積雪の状況について、写真撮影等により、積雪の変化を記録します。

（３）モニタリングデータの評価

評価については、適正利用推進協議会の意見を聞き、必要に応じ、適正利用推進計画の変更を行います。

（４）報告及び公表の方法

モニタリング結果及び評価については、環境省のホームページで公表します。

5. 自然ふれあいプログラムの提供などに関する事項

（１）自然観光資源の活用

上川町、観光協会などの協力を得て、自然観光資源のワイズユースを進めるための検討を行うこととします。

（２）社会教育・学校教育との連携

上川町教育委員会、上川山岳会などの協力を得て、町民登山や学校連携授業の場としての活用を図ります。

6. 自然環境の再生、復元などに関する事項

隣接する沼ノ平湿原にて平成 18 年より実施している湿原植生復元事業を参考に、踏圧による改変を受けた湿原植生の調査と評価を行い、必要に応じて復元目標を設定し、自然環境の再生、復元活動を進めます。

7. 利用施設の整備及び管理に関する事項

基本方針に従い、利用施設の整備及び管理を進めます。利用ルールを導入するに当たり、次の利用施設の整備を行います。

① 入域・退域ゲートの設置

松仙園地区の立入り箇所となる松仙園登山口に入域ゲート、出口となる八島分岐付近に退域ゲートを整備します。一方通行の利用ルートであるため、退域ゲートは一方方向の利用であることを明記する整備を行います。また、愛山溪温泉やゲート付近などに利用ルールを周知する標識を整備します。

② 歩道整備及び維持管理

各湿原域に見られる既存の踏み跡は、必ずしも自然植生に対する負荷を軽減するためにとられたルートではないため、眺望対象や鑑賞対象を意識し登山の魅力を高めつ

つ、維持管理や更新の容易性と自然植生への負荷を軽減が両立できるルートを新たに選定し整備を行います。整備の規模と仕様は、利用ルールを前提とした必要最小限のものとし、維持管理を登山道パトロールによる日常管理で対応できるよう部材も小規模なものを使用することとします。

湿原域のうち二ノ沼については、踏圧から自然植生を守るための施設がないことから、簡易な木道を整備し、眺望ポイントにおいては小規模なデッキの整備を行います。木道の踏み板の幅は30～40cm程度とし、木杭による固定方式はとらず据え置き式の設置を基本とします。木道を整備した箇所では利用者が追い越しをする場合、追い越される利用者が据え置き式の木道基礎の横木を利用して追い越す利用者を避けるように促します。

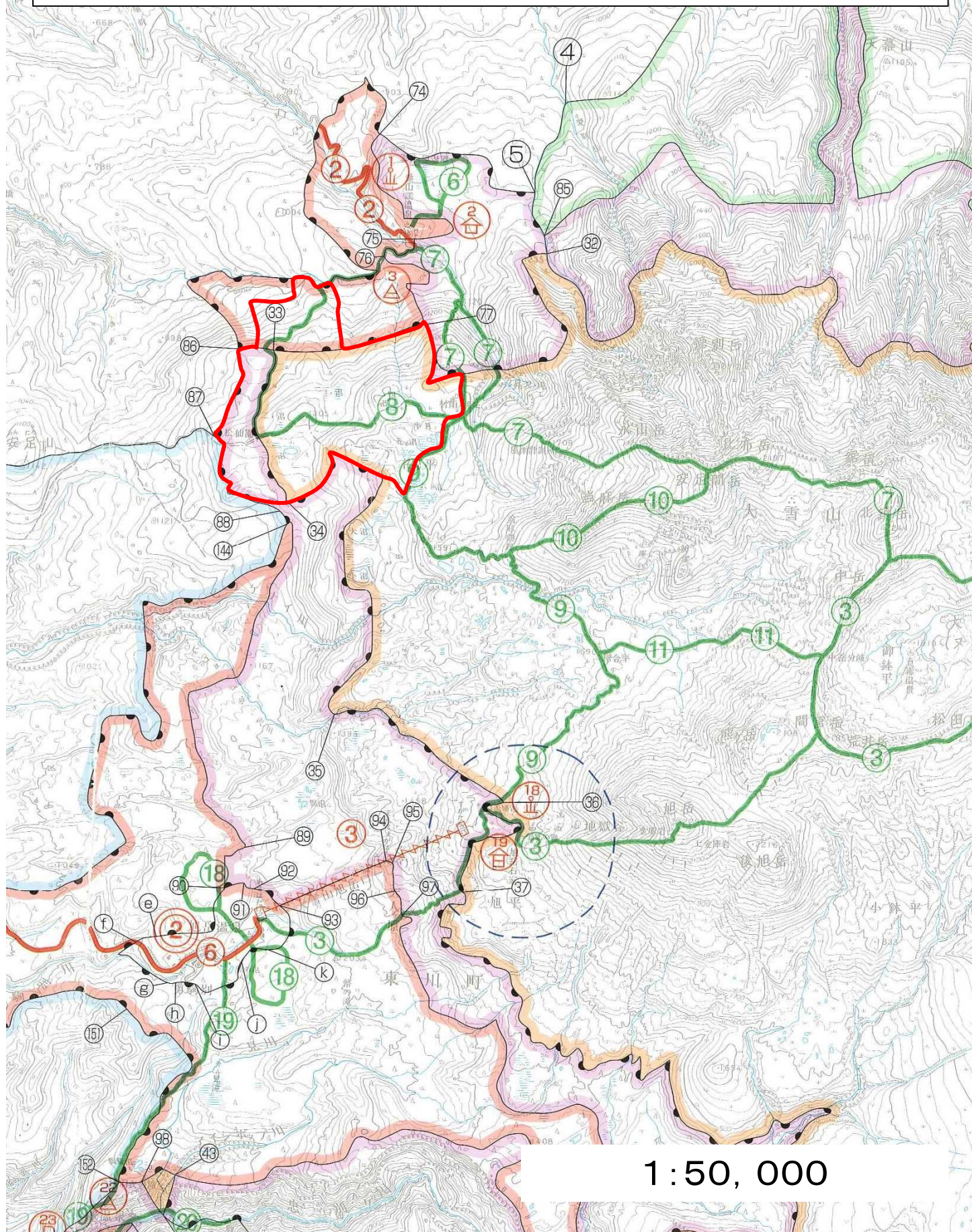
また、湿原域のうち四ノ沼については、自然度が非常に高く、アカエゾマツ風衝林に囲まれたケルミ・シュレンケ複合体が発達した希に見る湿原景観であることから、四ノ沼の中には歩道を設置せず、四ノ沼を迂回し、これを眺望することができるようなルートを設定します。

8. その他

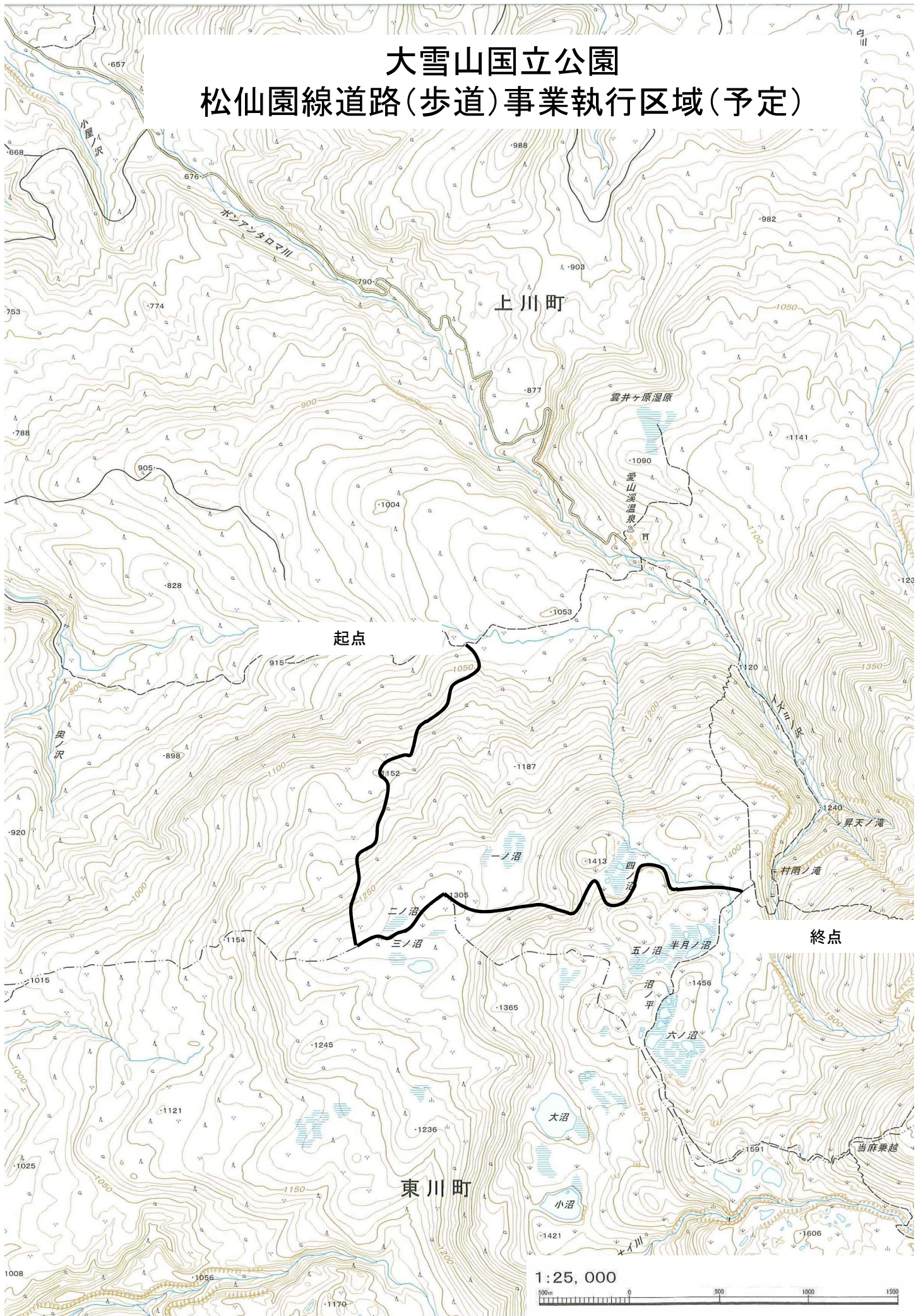
大雪山を訪れた登山者に対しては、愛山溪温泉を訪れる登山者のみならず、層雲峡温泉、旭岳温泉など他の登山口でも周知を進められるよう登山案内標識への掲示を行うほか、自治体、ロープウェイ運行事業者、ビジターセンターの協力得て、ポスター掲示などを行い、広報周知を図ります。

また、登山計画を立てる者を対象として、関係機関やメディアの協力を得て、大雪山を紹介するガイドブックや地図、ポスターへの掲載、ホームページにおける情報発信など多様なツールを活用して幅広く情報を提供していきます。

大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進計画 対象区域



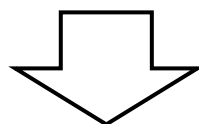
大雪山国立公園 松仙園線道路(歩道)事業執行区域(予定)



上り一方通行ルールに関する補足説明資料

1. 一方通行と往復通行

項目	一方通行	往復通行
メリット	<p>○植生の保護上有効。 (特に、湿原においては上り及び下り方面の木道を敷設する又はすれ違い箇所用のスペースを設置する必要がない。施設整備は必要最小限の範囲となる。)</p> <p>○すれ違いや混雑が生じにくく、原始性の高い雰囲気は保たれる。</p>	<p>○登山者のコースの選択肢が広がり、利便性が高い。</p>
デメリット	<p>○登山者のコースの選択肢が狭まり、利便性が低い。</p>	<p>○植生保護上の懸念が生じる。 (特に、湿原においては上り及び下り方面の複数の木道又はすれ違い箇所用のスペースを多く敷設する必要がある。施設整備の規模が大きくなる分湿原植生が損なわれる可能性がある。)</p> <p>施設の大規模化により、植生保護上の懸念が生じる。</p> <p>○利用者が多い場合、すれ違いや混雑が生じ、原始性の高い雰囲気を保つことができない可能性がある。</p>
採否	<p style="text-align: center;">採用</p> <p>○松仙園地区は原始性の高い地区であり、特に植生保護を優先に考える必要があるため。</p>	<p style="text-align: center;">不採用</p>



2. 上り一方通行と下り一方通行

項目	上り一方通行	下り一方通行
メリット	<p>○自然環境保全上の効果がより高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上り一方通行と下り一方通行を比較した場合、植生の荒廃は上り一方通行の方が少ないと考えられる。 (下りの方が難易度が高く、登山者がぬかるみや段差を避けて登山道の両脇を歩く、登山道の路面を削る等といった、踏圧による影響が生じやすい行動をとるため。) ・入り口ゲートが拠点である愛山溪温泉に近いため、入り口を管理しやすい。愛山溪温泉に大きな案内板を、ゲートの入り口にも案内板を設置することで、松仙園地区の意義や利用のルールを周知しやすい。 <p>○松仙園地区の特徴的な景観を採勝することが可能。 (原始性の高い溶岩台地上の高層湿原の背後に火山(旭岳)を望むことができる。これは、大雪山国立公園の特徴を端的に表した重要な景観である)</p> <p>○仮に利用調整地区に指定する場合は立入認定事務を愛山溪温泉で行うこととなり、立入り管理上、上り一方通行にする必要があると想定。利用調整地区指定の可能性のある状況では、仮に利用調整地区が指定された状況と整合性をとった方がよい。</p>	<p>○縦走登山者の利便性が高くなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭岳方面及び御鉢平方面からの縦走登山者が松仙園地区を下山することが可能となる) ・三十三曲コース等から松仙園に上り、松仙園に下ることにより、上りに要する時間が短くなる。
デメリット	<p>○登山者の利便性が低い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭岳方面及び御鉢平方面への縦走とコースが組み合わせがしにくい。松仙園又は松仙園及び沼ノ平を採勝する利用が中心となる。 	<p>○旭岳を後ろに見て歩くことになるため、松仙園地区の特徴的な景観を採勝しにくい。</p> <p>○入り口ゲートが八島分岐となる。案内板も必要最小限にすることとなり、松仙園地区の意義や利用のルールを周知しにくい。</p>
採否	<p style="text-align: center;">採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○松仙園地区の重要性を踏まえ、より自然環境保全上の効果が高い方を選択するのが適切であるため。 ○歩道管理者として、利用者に対して松仙園地区の特徴的な景観を採勝して欲しいと考えるため。 ○入山方向の管理や利用ルール遵守促進の観点からは上り一方通行が有効であると考えられるため。 	<p style="text-align: center;">不採用</p>

大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進協議会 設置要領

(名 称)

- 1 この会議は、「大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

- 2 協議会は、環境省北海道地方環境事務所が策定（策定後の変更も含む。）する大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進計画（以下「適正利用推進計画」という。）の案について検討、協議し、策定された適正利用推進計画の円滑な実施に協力し、大雪山国立公園松仙園地区の適正な利用の推進に資することを目的とする。

(協議会の活動)

- 3 協議会は、次に掲げる事項の検討を行う。
 - (1) 適正利用推進計画の案又は変更案に関する事項
 - (2) その他、協議会の目的を達するために必要な事項

(構 成)

- 4 (1) 協議会は、それぞれの役割に応じて適正利用推進計画の実施に協力する機関・団体であって、別表に定める機関・団体により構成する。
 - (2) 専門的な助言等を得るため、会長が必要に応じて出席を求めることにより、協議会に構成員以外の専門家等が参画できることとする。

(会 長)

- 5 (1) 協議会に、会長を置く。
 - (2) 会長は、北海道地方環境事務所長が務める。
 - (3) 会長は、会務を統括するほか、必要に応じて協議会を招集する。
 - (4) 会長は、協議会の議事を進行する。なお、自ら協議会に出席することができない場合は、あらかじめ、協議会の議事進行にあたる会長代理を指名することができる。

(事務局)

- 6 協議会の事務局は、環境省北海道地方環境事務所上川自然保護官事務所及び東川自然保護官事務所でおこなう。

(情報公開)

- 7 協議会は公開とする。ただし、希少な動植物の保護、プライバシーの保護等、慎重な取り扱いを必要とする情報については非公開とすることができる。

(改正)

- 8 この要領は、構成員の発議により、協議会の合意を得て、改正することができる。

(附則)

- 9 この要領は平成28年12月22日から施行する。
この要領は平成30年1月15日から施行する。

別表

所 属	
北海道地方環境事務所	行政機関
上川総合振興局南部森林室	行政機関
上川総合振興局 環境生活課	行政機関
上川町 産業経済課	行政機関
東川町 産業振興課	行政機関
層雲峡観光協会	地域活動団体
大雪山国立公園パークボランティア連絡会	地域活動団体
東川エコツーリズム推進協議会	地域活動団体
大雪と石狩の自然を守る会	地域活動団体
株式会社りんゆう観光	地域活動団体
大雪山層雲峡エコツーリズム推進協議会 設立準備会	地域活動団体
旭川山岳会	関係山岳団体
上川山岳会	関係山岳団体
旭川勤労者山岳会	関係山岳団体